



任意継続組合員の方へ

任意継続組合員の皆さんに 今後のスケジュールをお知らせします



すべての任意継続組合員の方へ

1月下旬発送

令和7年1月から令和7年12月の間に公立学校共済組合が収納した任意継続掛金について、証明書を送付します。確定申告をされる際に、社会保険料控除欄に記入する金額の参考としてご利用ください。

令和8年4月以降も任意継続組合員を継続される方へ

3月中旬発送

1 令和8年度の掛金の払込取扱票を送付します 申込不要

令和8年3月中旬に令和8年度任意継続掛金の掛金額決定通知書と払込取扱票を送付します。任意継続掛金は、退職時の標準報酬月額を基に算出されているため、原則として2年目で掛金が大幅に減額されることはありません。

※令和8年4月分から子ども・子育て支援掛金（仮称）の徴収が始まります。

2 令和8年度の掛金の払込方法の変更について 申込必要

令和8年度の任意継続掛金の払込方法は原則として、前年度と同じ方法になりますが、掛金払込方法の変更を希望される場合は、下記のとおりお申込みください。

※払込方法の変更手続は、**年1回この時期のみ**です。払込方法は令和8年4月分から変更になります。

申込方法

(1) 払込取扱票（毎月払）、払込取扱票（半年払い）、払込取扱票（1年払い）のいずれかに変更される方

次の事項を記入の上、**令和8年2月3日（火）まで（必着）**に書類送付先へ郵送でお申込みください（提出される書類の様式は問いません）。

ア 任意継続組合員番号

イ 氏名

ウ 希望する払込方法 ① 払込取扱票（毎月払い） ② 払込取扱票（半年払い） ③ 払込取扱票（1年払い）

(2) 口座振替（毎月引落）に変更される方（※金融機関はみずほ銀行のみとなります）

公立共済東京支部ホームページ (<https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/yousikisyuu/ninkei/index.html>) から以下の用紙をダウンロードし、必要事項を記入してください。

① 「任意継続組合員申出書〔用紙No.任継1〕

（組合員番号、組合員本人情報、掛金払込方法（1：口座振替）、申出日、届出者氏名を記入）

② 「預金口座振替依頼書〔用紙No.任継2〕（必要事項を記入）

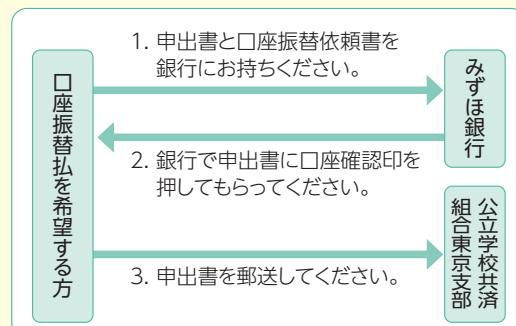
上記①、②をみずほ銀行にて手続きの上、

令和8年2月3日（火）まで（必着）に「任意継続組合員申出書」を書類送付先へ郵送でお申込みください。

※用紙が必要な場合は、**令和8年1月20日（火）**までに経理担当（03-5320-6822）へご連絡ください。必要な用紙をお送りします。

書類送付先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都教育庁福利厚生部内 公立学校共済組合
東京支部福利厚生課経理担当 宛て



令和8年3月末で任意継続組合員期間が満了となる方へ

3月下旬発送

資格担当（03-5320-6826）から令和8年3月下旬に資格喪失証明書を送付します。

申込不要

4月1日以降に次の健康保険に加入する手続をしてください。

問合せ先

福利厚生課経理担当

03-5320-6822